

競走馬生産振興事業補助実施細則

(令和6年度)

地 方 競 馬 全 国 協 会

令和6年度 競走馬生産振興事業補助実施細則

令和6年度における地方競馬全国協会 競走馬生産振興補助の実施にあたっては、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱(以下「要綱」という。)の規定によるほか、この細則によるものとする。

1 協会が特に必要と認めたものに要する経費

- (1) 要綱第2条第3項第1号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、Ⅰ競走馬の改良増殖推進事業(1)軽種馬の登録推進、(2)その他 軽種馬の生産育成指導及びⅡ競走馬の防疫衛生対策事業(1)生産育成地馬防疫推進に要する経費とする。
- (2) 要綱第2条第3項第2号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、地方競馬全国協会(以下「協会」という。)と事業実施主体候補者間の協議により当該事業に係るものとしてその妥当性及び必要性が認められた事務所借料及び共益費をいう。
- (3) 要綱第2条第3項第3号及び第4号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、Ⅲ経営基盤強化対策事業における、「建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に係る経費」及び「物品の更新又は古品の購入に要する経費」をいう。
- (4) 要綱第2条第3項第5号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、協会と事業実施主体候補者又は事業実施主体間の協議により当該事業の実施にあたって、他に交通手段がない、経済的及び効率的等、その妥当性及び必要性が認められたタクシー及びレンタカー料金をいう。
- (5) 要綱第2条第3項第1号、第3号及び第4号の経費については、本項第1号及び第3号に掲げるもののほか、協会と事業実施主体候補者又は事業実施主体間の協議により、補助事業の目的達成に有効と認められる場合に限り「協会が特に必要と認めたものに要する経費」とすることが出来る。

2 補助金の額

要綱第3条の規定により算出した補助金の額に一円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。なお、補助金の額の算出にあたっては、別表「令和6年度 地方競馬全国協会競走馬生産振興事業標準単価表」を参考とすること。

3 選定申請書の提出期日

要綱第5条第1項の補助事業の選定申請書の提出期日は、以下の通知文書に記載のとおりとする。

- (1) 公募による補助事業にあつては、別に定める当該年度の地方競馬全国協会競走馬生産振興補助事業公募要領7の(5)による審査の結果(採択)の通知文書
- (2) 複数年度にわたり補助事業の事業実施主体候補者が決定している補助事業にあつては、当該事業に係る選定申請書の提出期日を明記した通知文書

4 加算金及び延滞金の額の計算

要綱第18条に規定される加算金及び延滞金の納付は、要綱の定めによるほか、次により計算するものとする。

ア 加算金の計算

(ア) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における要綱第 18 条第1項の規定の適用については、返還をしなければならない額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還をしなければならない額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還をしなければならない額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(イ) 要綱第 18 条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還をしなければならない補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還をしなければならない補助金の額に充てられたものとする。

イ 延滞金の計算

要綱第 18 条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還をしなければならない補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

ウ ア及びイの規定による加算金及び延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

5 指定財産の処分等の制限期間

要綱第8条第6号、第 19 条第1項ただし書及び第 20 条第2項ただし書の規定による協会が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第1から別表第6までに定められたそれぞれの耐用年数とする。

6 補助事業の要件欄の別に定める事項

要綱別表の補助事業の要件の欄で別に定めることとした事項の取扱いについては、次のとおりとする。

Ⅲ経営基盤強化対策事業の(3)優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)のエの「導入する種牡馬のその他の要件は別に定める」とは、次のとおりとする。

ア 導入する種牡馬は、国内にあっては公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル、外国にあっては輸出国の登録団体の登録を受けていること。

イ 導入する種牡馬の年齢は、国内にあっては導入時3歳以上 14 歳以下、外国にあっては導入時2歳以上 14 歳以下であること。

ウ 補助対象馬が耐用年数内に天災地変その他やむを得ない事由(やむを得ない事由により獣医師による生命予後不良診断を受け、安楽殺処分をした場合を含む)により滅失したときは、速やかに滅失した理由を記載した書類(要綱様式第 10 号 滅失報告書)を協会に提出すること。

7 補助率等欄の別に定める事項

要綱別表の補助率等の欄で別に定めることとした事項は以下のとおり取り扱う。

Ⅱ競走馬の防疫衛生対策事業(1)生産育成地馬防疫推進の「標準事業費を別に定める。」における標準事業費は次のとおりとする。

- ア 日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ3種接種(基礎接種及び補強接種)にあつては1頭1回当たり 5,970 円とする。
- イ 日本脳炎(追加接種)にあつては1頭1回当たり 900 円とする。
- ウ 馬インフルエンザ(追加接種)にあつては 1 頭 1 回当たり 3,940 円とする。
- エ 日本脳炎、ゲタウウイルス感染症2種接種にあつては1頭1回当たり 4,840 円とする。

別表

令和6年度 地方競馬全国協会畜産振興事業標準単価表

(消費税相当額を含む。)

		全 国	沖 縄	ブ ロ ッ ク	県 内	備 考	
旅 費	1泊2日	41,640円	93,230円	21,420円	13,560円		
	2泊3日	52,540円	104,130円	32,320円	24,460円		
	3泊4日	63,440円	115,030円	43,220円	35,360円		
	4泊5日	74,340円	125,930円	54,120円	46,260円		
	県内日帰旅費					1,340円	
日帰り、宿泊を区分しないもの(平均)					3,740円		
講師謝金	時間が単位と なっているもの	大学教授級	1時間につき		7,900円		
		大学准教授級	1時間につき		6,100円		
ただし、特に必要と認める場合は別途算定する。							
諸謝金	本省課長級		1人1日あたり		10,300円		
	本省課長補佐級		1人1日あたり		7,900円		
	本省係長級		1人1日あたり		5,600円		
	ただし、特に必要と認める場合は別途算定する。						
	本省の国家公務員は、謝金の対象外としているが、謝金単価をクラス分けするため、このような例示になっているものである。						
農家研修等の場合の農家謝金				一律	11,700円		
印刷費	実態に応じた単価とする。						
資料作成費	実態に応じた単価とする。						
消耗品費	原則として査定事業費の1%以内とし、事業に応じた消耗品費の額とする。						
通信運搬費	原則として査定事業費の1%以内とし、事業に応じた通信運搬費の額とする。						
会場借上料	実態に応じた単価とする。						
家畜借上料	実態に応じた単価とする。						
会議費					1人あたり	154円	
アルバイト賃金	通勤手当を除く		1日1人あたり		11,000円		
	ただし、補助事業実施上特に必要と認めたものに限る。						
原稿料					原稿1枚(400字詰)あたり	1,991円	
	ただし、講師謝金を伴わないものに限る。						
翻訳料	実態に応じて別途算定する。						
技術料	技術料を補助対象とする個人ごとの1日あたりの単価とする。						